

福知山市公告第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月17日

福知山市長 大橋一夫

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

旦自治会

(2) 区域

福知山市夜久野町額田663番から710番、1076番、1081番  
1から1121番1、1438番1から1440番6まで

(3) 主たる事務所

京都府福知山市夜久野町額田1104番1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

区分	地目	面積	所在地
ア	宅地	95.86 m <sup>2</sup>	福知山市夜久野町額田小字馬場1104番1
イ	宅地	122.31 m <sup>2</sup>	福知山市夜久野町額田小字馬場1104番2

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

ア 宅地

京都府天田郡夜久野町字額田1172番地 青山 勝  
京都府天田郡夜久野町字額田1081番地 衣川 寛  
兵庫県丹波市氷上町井中537番地2 後藤 寛也

イ 宅地

京都府天田郡夜久野町字額田1172番地 青山 勝  
京都府天田郡夜久野町字額田1081番地 衣川 寛  
兵庫県丹波市氷上町井中537番地2 後藤 寛也

3 公告期間及び異議を述べることができる期間

令和7年1月17日から令和8年2月17日まで

4 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、福知山市長に提出する方法による。

6 異議申出書等提出先

福知山市字内記13番地の1

福知山市市民生活部まちづくり推進課

電話 0773-24-7225